

令和7年度首都圏放置自転車クリーンキャンペーン 埼玉県実施要領

1 趣旨

「令和7年度首都圏放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」に基づき、埼玉県内で、関係する各機関が相互に協力して首都圏放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、県民の放置自転車に対する問題意識を高めるとともに、自転車安全利用とマナーの向上を図ります。

2 実施機関

埼玉県、市町村等

3 実施事業

キャンペーン活動は、次の内容を基本として実施します。

(1) 埼玉県

駅周辺地域において、市町村が行う放置自転車等の整理活動を支援するため、次の活動を行うこととします。

ア 県民生活部

- (ア) ポスターの作成及び関係機関への配布を行うこと。
- (イ) 鉄道事業者及び関係機関に対する当該キャンペーンへの協力依頼を行うこと。
- (ウ) 各関係機関の連絡調整を図るため、実施計画及び実施結果等を取りまとめること。

イ 県土整備部

- (ア) 駅前、繁華街における国道及び県道の不法占用者への指導を行うこと。
- (イ) ポスターの掲示等、当該キャンペーンの広報に協力すること。

(2) 市町村等

駅周辺地域の放置自転車等を解消するため、それぞれの地域の実情にあわせて住民の協力を得て、次の活動を行うこととします。

ア ポスターの掲示、放置防止の街頭指導・呼びかけ等を行うこと。

イ 各機関が発行している広報誌、広報車等を活用したキャンペーン内容の広報等を行うこと。

ウ 駅前広場、路上等の放置自転車等の整理を行うこと。

エ 鉄道事業者、商業者等に対する当該キャンペーンの参加要請を行うこと。

オ 駅、駐輪場周辺における自転車安全利用の街頭指導・広報啓発活動を行うこと。

4 強調実施期間

令和7年10月1日（水）から31日（金）まで ※実情により11月中の実施も可。

5 実施計画の策定・実施結果報告の提出

各市町村は、本実施要領に基づき、それぞれの地域の実情に即して「実施計画」を策定するものとします。

なお、計画策定に当たっては、関係機関との連携を図り、それぞれの活動が一体となって効果があるように努めるものとします。

また、キャンペーンを実施した市町村は、キャンペーン終了後、実施状況等についての実施結果報告書を作成し提出するものとします。